

# 40歳以上のすべての方

年齢によって異なります

## 65歳以上

### 第1号被保険者

- 全員に被保険者証が交付されます。
- 介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。
- 保険料は、原則年金から天引等で徴収されます。

## 45歳以上64歳以下

### 第2号被保険者

- 要介護認定を受けた方に、被保険者証が交付されます。
- 老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護支援が必要とされた場合にサービスを利用できます。
- 保険料は、医療保険の保険料と一括して徴収されます。

↓ 利用料支払い

↑ 介護予防プログラムを提供

↓ 一部負担支払

↑ サービスを提供

↑ 介護が必要かを調査して認定

↓ 介護が必要になったときに申請

↑ 被保険者証を交付

↓ 保険料を納付

## サービス事業者



← 保険料給付相当額  
(サービス料の9割または8割)

← 地域支援事業の  
サービス費支払

## 市役所

